

# 1. 社団法人 日本溶接協会 定款

昭和24年3月7日	制 定
同27年10月13日	一部変更
同30年11月10日	一部変更
同35年9月30日	一部変更
同36年10月26日	一部変更
同40年5月20日	一部変更
同44年12月24日	一部変更
同51年10月5日	一部変更
平成11年8月26日	一部変更
平成14年7月1日	一部変更
平成19年7月13日	一部変更

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本溶接協会（英文名：The Japan Welding Engineering Society。略称「JWES」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本会は、溶接に関する技術の向上及び普及を図るとともに我が国産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 溶接に関する技術の調査及び研究
- (2) 社団法人溶接学会その他国内外の学協会及び研究機関等との協力
- (3) 行政庁等に対する意見の具申又は答申
- (4) 溶接に関する工業標準の作成
- (5) 溶接に関する技術の教育及び表彰
- (6) 溶接に関する講演会及び講習会の開催
- (7) 溶接技術の相談又は指導
- (8) 溶接に関する技術の認証及び認定
- (9) 溶接に関する新聞、雑誌及び図書の編集並びに発行
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、団体会員及び個人会員とし、第6条第2項に規定する会員代表者及び個人会員をもって民法上の社員（以下「正会員」という。）とする。

2 団体会員は、本会の目的に賛同し、溶接に関する事業又は業務を行っている法人又は団体とし、これを特級、1級、2級、3級、4級及び5級に分類する。

3 個人会員は、第30条から第33条までに規定する専門部会、委員会又は支部から推薦された溶接に関する学識又は経験を有する個人とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、会長あてに別に定める入会手続を行い、理事会の承認を得なければならない。

2 団体会員は、本会に対する権利の行使者である代表者（以下「会員代表者」という。）として特級5人、1級4人、2級3人、3級2人、4級1人及び5級1人を定め、会長へ届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、会長あてに別に定める退会手続を行わなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員、評議員、顧問及び参与

(種類及び定員)

第11条 本会に、次の役員及び評議員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 21人以上26人以内
- (5) 監事 2人又は3人
- (6) 評議員 90人以上120人以内

2 会長、副会長、専務理事及び理事をもって民法上の理事とする。

(会長及び監事の選出)

第12条 会長は、評議員の中から評議員の投票により選出する。ただし、その選挙の成立は評議員現在数の4分の3以上の投票を必要とし、当選は過半数の得票を必要とする。

2 監事は、評議員の中から評議員の投票により、得票の順に定員まで当選とする。

(副会長、専務理事及び理事の選任)

第13条 副会長、専務理事及び理事は、正会員の

うちから、評議員会の議決を得て、会長が委嘱する。

2 民法上の理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(評議員の選挙)

第14条 評議員は、正会員のうちから正会員の投票により選挙する。

(職務)

第15条 民法上の理事は、理事会を構成し、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の日常業務を総括し、会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長ともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。
- 6 評議員は、評議員会を構成し、総会に附議すべき事項、会長又は理事会から諮問された重要事項を評議決定する。

(任期)

第16条 役員及び評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員及び評議員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員及び評議員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

## (報酬)

第18条 役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

## (顧問及び参与)

第19条 本会に、顧問5人以内及び参与5人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議決を得て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第16条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

## 第4章 会議

## (種別)

第20条 本会の会議は、総会、評議員会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

## (構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

3 理事会は、民法上の理事をもって構成する。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

## (権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、総会に附議すべき事項、会長又は理事会から諮問された重要事項を評議決定する。

3 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決された事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会及び評議員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

## (開催)

第23条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長又は理事会が必要と認めるとき。

(2) 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

4 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 民法上の理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

## (招集)

第24条 総会、評議員会及び理事会は、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の7日前までに通知しなければならない。

3 前項の規定は評議員会及び理事会について準用する。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ評議員会及び理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

4 前条第2項第2号又は第3号若しくは第3項第2号又は第4項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

## (議長)

第25条 総会、評議員会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第23条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

## (定足数)

第26条 総会、評議員会及び理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

## (議決)

第27条 総会、評議員会及び理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会、評議員会及び理事会においては、第24条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知

された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

- 第28条 やむを得ない理由のため、総会、評議員会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第29条 総会、評議員会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 組織

(運営、企画及び管理に関する委員会)

- 第30条 本会は、第4条に定める事業の円滑な遂行並びに事業の企画、調整及び管理を図るため、必要な委員会を置くことができる。

(調査及び研究に関する委員会)

- 第31条 本会は、第4条に定める事業の円滑な遂行を図るため、溶接に関する技術の調査及び研究に係る専門部会、研究委員会、その他必要な委員会を置くことができる。

(認証及び認定に関する委員会)

- 第32条 本会は、第4条に定める事業の円滑な遂

行を図るため、溶接に関する要員の認証に係る認証委員会、事業者及び製品等の認定に係る認定委員会、その他必要な委員会を置くことができる。

(支部及び支部に関する委員会)

- 第33条 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。ただし、原則として1都道府県に1支部とする。
- 2 支部の構成は、その地域に所在し、本会及び支部の行う事業活動を支持する法人、団体又は個人とする。
- 3 本会は、支部との連絡及び調整を図るため、必要な委員会を置くことができる。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
  - (2) 入会金収入
  - (3) 会費収入
  - (4) 寄附金品
  - (5) 資産から生じる収入
  - (6) 事業に伴う収入
  - (7) その他

(資産の管理)

- 第35条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

- 第36条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から3月以内に総会の議決を得るものとする。
- 2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例によ

る。

- 3 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第39条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後3月以内に総会の議決を得なければならない。
- 2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

- 第40条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。
- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

- 第41条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

- 第42条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において民法上の理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

- 第44条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。

- 2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

- 第45条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

## 第8章 補 則

(備付け書類及び帳簿)

- 第46条 本会は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。
- (1) 定款
  - (2) 民法上の理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
  - (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
  - (4) 総会、評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 資産及び負債の状況を示す書類
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(事務局)

- 第47条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(細則)

- 第48条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 附 則 (平成19年7月13日)

この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。